

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

本村の保険税率は、応能応益割合は、ほぼ5対5になっています。均等割の軽減割合を6割・4割軽減から7割・5割・2割へ拡大したことにより、低所得者に配慮しています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの保険税均等割負担の廃止については、現状では難しいと考えます。子育て世帯への軽減措置については、近隣自治体の動向も踏まえ検討してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの法定外繰り入れは国保加入者以外の住民に対して負担を強いるものであり、これを繰り入れることは考えておりません。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

生活保護基準を目安にした減免基準は現在ありませんが、他の自治体の例を参考に検討したいと思います。

② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和3年度においても新型コロナウイルスに伴う収入減少等に係る国保税の減免措置について継続して実施する予定です。減免割合については令和2年度と同様です。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

生活保護基準額の1000分の1155を基準として一部負担金の減免、徴収猶予をする規定を要綱に設けております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

簡便な申請書になっていると思います。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

用紙の記入方法や減免の可否の判断などが医療機関では出来ません。そのため医療機関の窓口申請書を置くことは考えておりません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国保税の滞納者に対しては、今後も納税相談や訪問による面談において、住民に寄り添った対応を心掛けてまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

納税能力がありながら連絡がつかず応答がない場合には、やむを得ず差し押さえを行うことがあります。差し押さえに際しては最低生活費を考慮しています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金の差し押えの実績はありませんが、本人と納税相談などを行い担税能力の把握に努め、適切な滞納処分を行ってまいります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

滞納者の生活実態に配慮し、適切な滞納整理を実施いたします。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

滞納者に対しては、納税相談や訪問による面談により、状況に応じて短期の保険証を発行しています。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

現在、窓口留置は行なっていませんが、滞納者との接触の機会の確保に努めるため、保険証を窓口で交付することもあります。なお、医療機関にかかるときに保険証が欲しいといった相談には柔軟に対応しています。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書については発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金については新型コロナウイルス感染症対策として今年度も実施予定です。恒常

的な施策としては現在のところ考えておりません。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

この度の傷病手当金の支給は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当該感染症に感染した被用者が休業しやすい環境を整えるため、臨時の措置として支給されるものなので、被用者以外の方への傷病手当金の支給は現状では難しいと考えます。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

当村の国保運営協議会の委員は9名で構成されており、内被保険者の代表として3名の方に委員をお願いしています。選任方法については、地域や年齢のバランス等を勘案し村長が委嘱しています。地域の実情がありますので、公募については現時点では考えていません。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

9名の委員の内、被保険者代表3名に加え、公益代表委員として議会議員3名を委嘱しています。村民の意見は十分反映されているものと考えています。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

本村は、平成27年度から特定健診の本人負担を無料にしています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

健診は、7月末の日曜日を含む3日間、保健センターにて集団健診を実施し、6月から12月に比企医師会医療機関で個別健診を受診できるようにしています。7月の集団健診では、各種がん検診や、胃がんリスク検診も同時に無料で受診できるようにしています。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

当村は埼玉県内では高い受診率となっていますが、引き続き受診率向上のために周知などを行ってまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報については今までも細心の注意を払い管理してきましたが、今後も引き続き留意

してまいります。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

住民生活に影響が大きいこととなりますが、国の制度となりますので近隣自治体と協調して検討していきます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

本村では低所得者に限らず、単身高齢者及び高齢者世帯の見守り、健康状態の把握については民生委員、サポーターのボランティア等が行ってくれています。また、保健師が必要な支援は継続的に実施しています。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

保健センターで実施している運動教室に、元気な後期高齢者も参加できるようにしています。また、地域の集会所等で簡単にできる健康体操をボランティアが中心となって実施する取り組みが、村内に広まっています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診、ガン検診については、平成 27 年度から後期高齢者の方も無料で受診いただいています。人間ドックについては、平成 30 年度から国民健康保険同様に 1 人 12,000 円の補助を実施しています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

この度の新型コロナウイルス感染症対応で、見直されることを期待しています。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

本村には医療機関がありませんが、小川町にある日本赤十字病院の建て替え時には負担金を支出しています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

今年度につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するため、1名会計年度任用職員を増員して対応しています。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

現時点でPCR検査はコロナ感染症の判定に有効とされていますが、「陽性＝コロナ感染者」、「陰性＝コロナ感染をしてない」と言い切れるものではない事も指摘されています。PCR検査については慎重に進めていただきたいと思いますと考えます。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現時点でPCR検査はコロナ感染症の判定に有効とされていますが、「陽性＝コロナ感染者」、「陰性＝コロナ感染をしてない」と言い切れるものではない事も指摘されています。PCR検査については慎重に進めていただきたいと思いますと考えます。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

本村の集団での接種については、希望する方は接種できる体制が取れていますが、ワクチンの供給不足から医療機関での接種が難しくなっています。12歳から15歳の子供や医療機関で接種を望む方が、医療機関で接種できるよう十分なワクチン供給を望みます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

本村の第1号被保険者の介護保険料は、第8期(令和3年度～令和5年度)において32円の引き下げを実施しています。村の現状としては、生産年齢人口に対し1号被保険者数が8割以上となっており、介護保険料を引き下げることは非常に難しい状況ですが、介護予防事業に早期に取り組めるよう、普及啓発を積極的に実施し参加プログラム等を充実させ、適切なサービスが利用でき介護保険料が下げられるよう今後も努力してまいります。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】

2020 年度介護保険料減免を実施いたしました。申請は 0 件でした。2021 年度も引き続き減免を実施するよう例規整備済です。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

独自の保険料減免制度については、本村の財政状況では難しいと考えており、国の低所得者保険料軽減措置で対応します。なお、個々の相談に応じ、現行の減免制度の対象者であれば減免措置を実施していきたいと思っております。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

令和 2 年度をもって独自の利用料助成は廃止しました。理由としては、介護給付費の増加により介護保険料が増加し、第 1 号被保険者全体の負担が増える事を懸念し、利用料助成の財源を介護予防強化へ充当するためです。本村の財政状況を考えると両制度を実施する事は難しく、全被保険者に対応可能な介護予防事業を強化することとしました。

(2) 2 割、3 割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

所得に応じた費用負担のため、負担割合は減額できませんが、利用抑制にならないよう個々の相談に対応していきたいと思っております。

5. **看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

【回答】

本村の財政状況を考えると独自の助成は難しいですが、高額介護サービス費や高額医療高額介護合算制度で費用軽減できていると考えます。

6. **新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

令和 2 年度に東秩父村介護事業所応援給付金支給事業実施要綱を策定し、村内の事業所に対し財政支援を実施しました。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

県を通じて厚生労働省より、マスク・手袋・消毒液の提供を利用し、村内の各施設へ配分し支援を実施しています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

村内の事業所の従業員、入所者へのワクチン接種は実施済みです。また、通所者についても 65 歳以上の希望する村民に対してのワクチン接種は完了しています。PCR 検査については、本村の財政状況を考えると難しく、県の制度を利用してもらっています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

平成 31 年 4 月に特別養護老人ホームが開所し、待機者、利用人数よりおおむね村内のニーズは足りていると考えます。なお、小規模多機能施設等サービスの多様化は必要と考えますが、要介護・支援認定者数 200 名程度の本村において、満床になるほどの需要が見込めないため今後も基盤整備の検討を重ねてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

直営の地域包括支援センターが 1 箇所あり、主任ケアマネージャー、保健師、事務職の 3 名を配置しており今後もこの体制を継続し、住民の支援体制が強化するよう努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

現在、当村には障害福祉事業所はありませんが、今後設置された際には検討いたします。

(2) PCR 検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

現在、当村には障害福祉事業所はありませんが、今後設置された際には保健担当課と連携した取り組みを検討いたします。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってく

ださい。

【回答】

現在、当村には障害福祉事業所はありませんが、今後設置された際には検討いたします。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

国より示された新型コロナウイルスワクチン接種優先順位にて、基礎疾患を有する者の中に精神障害者および知的障害者が含まれておりますので、当村においても優先接種対象として接種券を発行いたします。但し、当村には障害福祉事業所および医療機関がありませんので、集団接種会場以外では、近隣自治体の医療機関ないしかかりつけ医にて接種していただきます。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

当村において、現時点では地域生活支援拠点等の整備は未済ですが、令和3年3月に策定した東秩父村障がい者支援計画にて、令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備を行うことを目標として設定いたしました。当村には障害福祉事業所がないことから近隣自治体との連携も視野に入れて、住民のニーズを汲み取りつつ整備に向けた取組を進める予定です。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

現在、当村には障害福祉事業所はありませんが、今後設置された際には検討いたします。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

東秩父村障がい者支援計画の策定に当たっては、当村在住の障がい当事者団体のヒアリングを実施し、当事者のニーズを把握することに努めました。今後も障がい者福祉事業の計画・実施に当たっては当事者の声を汲み取りつつ取り組みます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

現在、当村には障がい者向け入所施設・グループホームがありませんが、令和3年6月現在で把握できている限りにおいて施設入所待機者はありません。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

自治会や民生委員活動等の協力により、対象世帯の実態把握に努めるとともに、緊急時にも職員が対応する体制を整えています。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

現在、施設入所者で帰省しているケースは把握しておりません。当村にてニーズが確認された場合には、国・県や他自治体の動向を参考にして検討いたします。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

近隣市町村の状況を確認し所得制限、年齢制限撤廃を検討していきます。一部負担金等については徴収していません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現在、村では償還払いで実施しています。現物給付に関しては県内自治体の動向を参考にして検討いたします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

県内自治体の動向を見ながら検討していきます。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害に対する理解を深め、医療機関への啓発および身体障害者への援助を、県内自治体の動向を見ながら検討してきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当村では平成 17 年度より障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

利用者負担分について、時間当たり 300 円となるよう差額を村が負担するため、1 時間当たり 650 円が当村独自の持出金額です。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

近隣自治体の動向も踏まえて検討いたします。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

近隣自治体の動向も踏まえて検討いたします。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

近隣自治体の動向も踏まえて検討いたします。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100 円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗料金改定を受け、当村では令和 2 年より配布枚数を 1.5 倍に変更しております。100 円券（補助券）については近隣自治体の動向を踏まえて検討いたします。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は 3 障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当村では、介助者の利用を制限しておりません。また、自動車燃料費支給事業も、家族等が障害者の介助で自動車を使用していることを条件に障害者本人以外が運転する場合も補助対象としております。合せて、現時点において所得制限、年齢制限はいずれも設けていません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣自治体と障害者福祉について協議する自立支援協議会にて検討を始めることを目指します。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿については、本年度より防災担当と障害福祉担当で連携し、見直しに着手する予定です。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当村では保健センターを福祉避難所として指定しております。従来は二次避難所として運用する想定でしたが、今後は直接避難の検討も進める予定です。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

近隣自治体の動向も踏まえて検討いたします。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当村では、災害発生時に消防組織や民生委員、行政区等への避難行動要支援者名簿を提供することとしております。今年度より防災担当にて地域防災計画の見直しに着手しますので、近隣自治体の動向も見据えて検討いたします。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

近隣自治体の動向も踏まえて検討いたします。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

当村では障害福祉事業所は1箇所のみで、現時点で増減の動きはありません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

現在本村では待機児童は発生していません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

保育所の定員の弾力化は行っておりません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在村には公立の認可保育所が1カ所ありますが、利用定員60名に対し入所児童は24名であり、待機児童が発生していないことから認可保育所を増設については困難であり、この1園ある公立認可保育所を維持することで量の確保が可能であると考えております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

管内の保育施設は公立認可保育所が1園のみとなっておりますので、育成支援児童の受け入れについては、該当児童が入所する際には職員体制の充実を図っていきたいと考えております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、村内には人が外保育施設はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

現在村内には公立の認可保育所が1カ所ありますが、利用定員60名に対し入所児童は24名であり、少人数保育を実現できているかと思えます。ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援が行えるよう保育士の研修等を行っていきたいと考えております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

平成31年4月1日保育士1名新規採用、また令和元年8月1日非常勤保育士を1名増員し、令和2年1月1日より正規職員として採用するなど職員体制を充実させ、保育士ひとりひとりの負担を軽減することで年次休暇取得日数の工場に結びつけるとともに離職防止に努めています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

本村では0歳児から2歳児の保育料については、従来から国基準の50%軽減を行い負担軽減を図っています。また、給食食材費につきまして、村内の城山保育園では、全年齢において主食、副食の提供を行い実費徴収は行っておりません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化

し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

現在村内には認可外保育施設はありません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在、村内の保育施設は公立認可保育所が1園のみとなっていますが、待機児童が発生していませんので、育児休業取得による上の子の退園措置等は行っておりません。また保育園の統廃合、民間委託化等も予定されておりません。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

村内の学童保育施設につきましては、定員40名の施設が1施設のみとなっており、入所人数が26名のため、支援単位の分離・分割等の措置は考えておりません。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

村内の学童保育施設については、公立施設が1施設のみとなっておりますので、両事業の実施は考えておりません。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

近隣市町と調整し検討していきます。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】

村では平成28年度から入院通院とも18歳年度末まで拡大しました。今後も継続していく予定です。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

県の助成制度につきましては、県内市町村の状況を確認、連携して国や県に要請を行うことを検討していきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

県からの広報依頼やポスター掲示指示等に従い、村広報紙への掲載や掲示板等での周知を積極的におこなってまいります。それにより、本村でも制度を受けられるべき生活困窮者が相談しやすい環境を整えます。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

扶養照会につきましては、管轄の福祉事務所が行いますので、市町村の判断では行いません。しかし、義務ではないとの発言があったとしても、公正公平なる生活保護法に基づいた支給が行われるよう、行政としては努めなければなりません。近年、生活保護の不正受給も話題に上っているのは承知のことと思います。日々の生活を送れるだけの援助ができる親族等が身近にいる場合、それは支給の対象外になります。本来、「支給を必要としない世帯」

への支給を行うことは、のちのち刑事事件や返還等によってその者たちを苦しめる結果になります。「支給を必要としている世帯」を見極めるための手立てとして、扶養照会も一つの手段と考えます。

3. **決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

県福祉事務所の様式に従っておりますので、福祉事務所の決定に従います。

4. **ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

県福祉事務所のケースワーカーにつきましては、しかるべき制度の下、教育を受けているものと思います。また、本村職員については、生活保護法の教育を受けた、認定心理師資格保有者が生活保護事務を行っております。今後とも時代のニーズに合わせた対応のできるよう努めて参ります。

5. **無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

本村におきましては、強制入居等の事例はありませんし、今後とも発生することはないと考えます。

6. **生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

【回答】

地域の生活困窮者については、民生委員さんより情報を得るほか、小さな村なので近所の方やご友人等から当事者の状況を知りえることができます。そのような方がいたら、民生委員さんに当事者へ制度の案内をしてもらい、一度は役場に相談に来るよう促してもらうことが大切です。民生委員さんに周知徹底を図ります。そして相談に来られた際は、事務の怠りがないよう慎重かつスピーディーな対応を心がけます。

以上